▼表3-4-2-13　水質汚濁防止法第3条第3項に基づく特別排水基準

【環境対策課】

区域		特定事業場	項目及び許容限度									適用排出水量（m^3／日）
			生物化学的酸素要求量（mg／L）		化学的酸素要求量（mg／L）		浮遊物質量（mg／L）		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）		大腸菌群数（個／cm^3）	
									鉱油類	動植物油脂類		
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	日間平均	
松島湾	下水道整備区域	鉄鋼業又は金属製品製造業に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			10以上
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10		
	その他の地域	食料品製造業（水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業を除く）に係るもの	80	100	80	100	70	90				
		水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの			100	130						
		死亡獣畜取扱業又はと畜業に係るもの	60	80	60	80						
		し尿処理施設に係るもの	30									
		鉄鋼業又は金属製品製造業に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			
		砕石業、砂利採取業、旅館業若しくは飲食店に係るもの又は科学技術に関する研究等を行うもの										
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10		
阿武隈川		食料品製造業に係るもの	60	80			70	90				30以上
		死亡獣畜取扱業又はと畜業に係るもの	60	80								
		し尿処理施設に係るもの	30									
		砕石業、砂利採取業、旅館業若しくは飲食店に係るもの又は科学技術に関する研究等を行うもの										
		その他のもの	30	40			70	90		10		
仙台市内水域	下水道整備区域	全特定事業場	20	30			70	90				25以上
	その他の地域	全特定事業場	100	130								
石巻地先海域		パルプ・紙又は紙加工品の製造業に係るもの					100	130				50以上
二の倉地先海域		パルプ・紙又は紙加工品の製造業に係るもの					100	130				50以上
気仙沼湾		全特定事業場										10以上
万石浦		全特定事業場										10以上